

明るい選挙

平成25年3月(No.25)

発行 小郡市明るい選挙推進協議会
(小郡市選挙管理委員会内)

ルールを守って明るい選挙

選挙は、国民が政治に参加する最大の機会であり、民主主義の根幹をなすものです。私たちが選挙制度を正しく理解し、政治や選挙に関心を持ち、大切な自分の一票を投票することが必要です。

有権者が主権者としての自覚を持って進んで投票に参加し、選挙が公正かつ適正に行われ、私たちの意思が正しく政治に反映される明るい選挙を推進しましょう。

◎普段から政治と選挙に関心を持ち、有権者としての見る眼を養おう

選挙で代表者としてふさわしい人を選ぶためには、私たちも常に政治に深い関心を持ち、候補者の人物や政見、政党などの政策に対して、正しく見る眼を持って、主権者として自覚ある一票を投じることが大切です。

◎選挙違反のないきれいな選挙を推進しよう

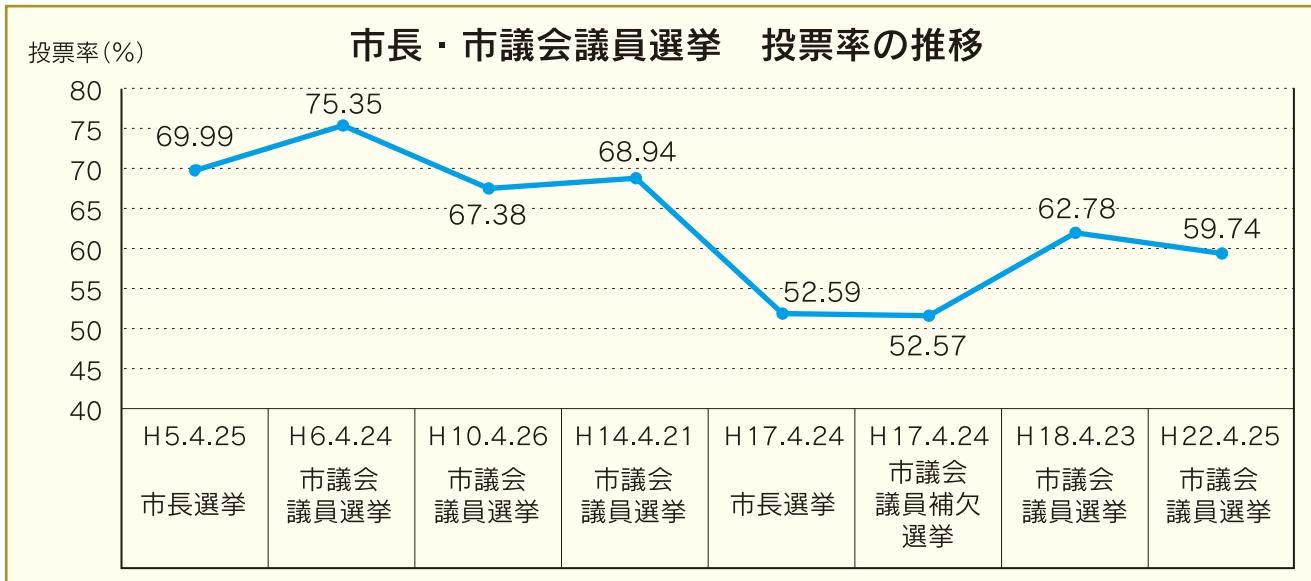
政治家や候補者などは、選挙の有無にかかわらず、その選挙区内にある者に対し、いかなる名義でも、寄附をすることは禁止されています。私たち有権者も、政治家や候補者などに、寄附をしたり、要求したりすると法律違反になります。



「贈らない!」「求めない!」「受け取らない!」

◎投票所に行こう!

下のグラフのとおり、市長・市議会議員選挙の投票率は低下の傾向にあります。4月の市長選挙では、よりよいくらしやまちづくりのために、私たち一人ひとりが大切な一票を投票しましょう！



4月21日(日)は

小郡市長選挙 の投票日です

午前7時～午後8時

立候補予定者説明会

任期満了(5月14日)に伴う市長選挙が、4月21日(日)に行われます。

立候補予定者への立候補届出手続きなどの説明会を開催します。

- ◆日時 3月25日(月)／午後2時～
- ◆会場 市役所北別館1階 中会議室
- ◆対象 総括主宰者および出納責任者など
- ◆持参するもの 印鑑(出席者の代表)

投票日に投票所に行くことができない場合は…

◇期日前投票

投票日に、仕事や旅行などの予定がある人や、病気やケガで歩くことが難しい人などは、投票日前に投票ができます。

- ◆期間 4月15日(月)～20日(土)
- ◆時間 午前8時30分～午後8時
- ◆場所 市役所北別館1階 中会議室



◇不在者投票

【滞在地における不在者投票】

選挙期間中、出張や旅行などにより、他市町村に滞在している人は、その滞在先の市町村の選挙管理委員会で、投票日前に投票ができます。

【指定病院、施設などにおける不在者投票】

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院または入所している人で、不在者投票事由に該当する人は、それぞれの施設の管理者に申し出て、施設で投票することができます。

◇郵便などによる不在者投票

身体に一定程度の重度の障害などがある人は、自宅などで記入し、郵便などにより送付する方法によって投票することができます。なお、郵便等投票をするためには事前に手続きし、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

問合せ先 市選挙管理委員会事務局 ☎ 72-2111 内線622